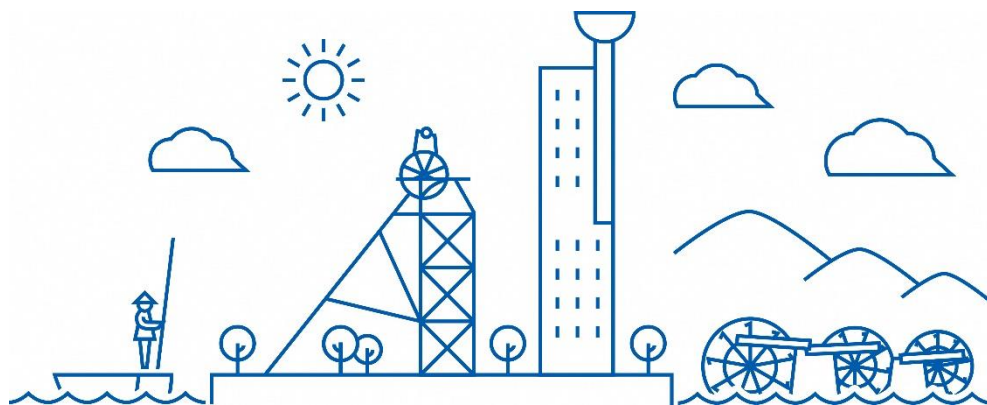


# 福岡県行政改革大綱



令和4年度 → 令和8年度  
2022年度 → 2026年度



## はじめに

本県では、平成29年3月に策定した福岡県行政改革大綱に基づき、全庁を挙げて行政改革を推進し、県が真に行うべき行政サービスの効率的な提供に努めてきました。

しかしながら、前回の大綱の計画期間である5年を迎え、この間、新型コロナウイルスへの対応を契機とした社会全体の急速なデジタル化への動きやテレワーク等の新たな働き方の浸透、平成29年7月九州北部豪雨をはじめとする大規模災害の発生、ワンヘルスの重要性の高まりなど、県を取り巻く状況には大きな変化が生じています。

このため、県では、令和3年6月2日、有識者等で構成する福岡県行政改革審議会に対し、本県の行政改革の在り方について意見を求めました。

審議会においては、7回にわたって審議が行われ、令和4年1月13日に、今後の改革の方向性を示す答申がなされました。

この答申を踏まえ、今後5年間で取り組む行政改革の基本的な考え方と具体的な改革事項を取りまとめ、新たな「福岡県行政改革大綱」を策定いたしました。

これまでの行政改革は、職員数や予算の削減などの量的な改革が中心でしたが、従来型の人員・財政面での見直し的手法だけでは限界を迎えており、今後は、社会の変化や技術の進展を踏まえ、デジタル技術の活用や働き方改革の推進などの質的な改革を進め、業務の効率化と県民サービスの向上を図る必要があります。

新たな行政課題に的確に対応し、限られた予算・人員で最大限の政策効果をあげていくため、本大綱に基づき職員一丸となって行政改革に取り組み、県民ニーズにかなった行政サービスの提供と財政健全化の両立を図ってまいります。

# 目 次

第1	行政改革の必要性	
1	これまでの行政改革の取組	1
2	現下の環境・課題	2
	(1) 社会経済情勢の変化	
	(2) 厳しい財政状況	
第2	行政改革の基本的な考え方	
1	改革の位置づけ	4
2	改革の4つの柱	4
3	改革の計画期間	4
第3	改革の内容	
I	県庁DX（デジタルトランスフォーメーション）と働き方改革の推進	5
II	生産性の高い業務推進体制の構築	12
III	歳入・歳出の改革とガバナンスの強化	19
IV	民間活力の活用と多様な主体との協働・連携の推進	25
第4	数値目標	30

# 第1 行政改革の必要性

## 1 これまでの行政改革の取組

県では、これまでの累次にわたる行政改革により、平成11年度以降、県全体で3,200人を超える大幅な職員数の削減を行うとともに、本庁・出先機関の機構改革や公社等外郭団体の見直し、アウトソーシング（外部への業務委託）、歳入確保・歳出削減等に取り組んでまいりました。

平成29年度からは、5年間の計画期間とする現在の行政改革大綱により、行政面では、職員の働き方の見直しによるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進や、ICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）の活用による仕事の生産性の向上等、時代の変化を踏まえた取組も改革内容に盛り込み、実施してきました。

一方で、新型コロナウイルス感染症や相次ぐ豪雨災害などの理由により、職員数の削減目標の達成は難しい状況であるほか、筑後川水系農地開発事務所の見直しなど、期間中の実施が困難となった取組も出てきています。

財政面では、財政改革プランに基づき、人件費の抑制、事務事業の見直し、社会保障費の増加の抑制、建設事業の重点化、財政収入の確保などを進めており、平成29年度からの5年間では、約1,141億円の改革効果を見込んでいます。

プランの3つの目標のうち、財政調整基金等三基金の残高に関しては、これらの改革効果により策定時の見込みを上回っています。また、プライマリーバランス（基礎的財政収支）及び通常債残高に関しても、豪雨災害の復旧・復興対策や、防災・減災、国土強靱化への対応など、プラン策定時には見込むことができなかった要因を除くと、目標を達成しています。

このように、行政運営の様々な分野について見直しを図ってきましたが、厳しい財政状況の中、社会経済情勢の大きな変化に対応していくためには、引き続き行政改革に取り組んでいく必要があります。改革を効果的に進めていくためには、これまでの改革における中心的な取組であった組織・人員・財政面の量的な見直し等の従来型の手法だけでは限界があり、今後はより一層、社会の変化や技術の進展等を踏まえた取組を強化していく必要があります。

## 2 現下の環境・課題

### (1) 社会経済情勢の変化

#### ①新型コロナウイルス感染症の感染拡大

新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大により、訪日外国人旅行者の激減、経済の悪化、雇用の減少など、社会経済も大きな影響を受けるとともに、社会全体のデジタル化・オンライン化の遅れやデジタル専門人材の不足といった課題が浮き彫りとなりました。

一方で、新型コロナウイルス感染症を契機として、デジタル技術を活用した柔軟な働き方やビジネスモデルの変化、大都市への一極集中が変化する兆しなどが見られ、社会経済の構造や県民の意識も大きく変わりつつあります。

ポストコロナの時代に向け、デジタル化の動きに対応しつつ、組織や働き方、人材育成のあり方などの仕組みを、変化に柔軟に対応できるものに転換するなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大で顕在化した各種課題への対応を加速化していくことが求められています。

#### ②少子高齢化の進展

わが国では、高齢化の急速な進展と出生数の減少が続き、人口減少社会を迎えています。本県においても、これまで増加基調であった人口が、新たな「福岡県総合計画」によると、令和2年（2020年）の514万人から、令和22年（2040年）には470～490万人前後まで減少し、高齢化率は3割を超えると見込まれ、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や社会保障ニーズの増加等、多くの課題に直面しています。

また、平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、高齢期の職員に最大限活躍してもらうため、地方公務員の定年を65歳へ段階的に引き上げる改正地方公務員法が令和3年6月に公布されています。

#### ③社会のデジタル化

社会のデジタル化は、生産性の向上による経済成長や、便利で豊かな日常生活を実現するために重要な役割を担っており、これまでも、急速に進展するデジタル技術を十分に活用し、あらゆる産業や社会生活に取り入れることにより経済発展と社会課題の解決を両立する「Society5.0」の実現に向けた取組が進められてきました。

しかしながら、今回の新型コロナウイルス感染症への対応において、国や地方公共団体のデジタル化の遅れや人材不足、システム連携が十分でないことに伴う行政の非効率などの課題が明らかになり、国は、業務そのものや、組織、制度、手順などを根底から変革する社会全体のDX（デジタルトランスフォーメーション）を「新たな日常」の原動力とし、社会課題の解決、持続的かつ健全な発展、国際競争力の強化を図ることとしています。県においても、デジタル技術の活用により行政運営の変革を図るDXに最優先で取り組むことが求められています。

#### ④大規模災害の発生

本県では、平成 29 年 7 月の九州北部豪雨をはじめ毎年のように大規模災害が発生し、地域に甚大な被害をもたらしています。気候変動の影響により激甚化・頻発化する自然災害への対応においては、防災減災や県土の強靱化、発災時における応急対応、中長期的な復旧・復興等、段階に応じた取組が必要であり、大規模災害はいつでも起こり得るとの認識のもとこれらの対策を進めていくことが求められます。

#### ⑤ワンヘルスの重要性の高まり

人と動物の健康と環境の健全性はひとつのものであるという「ワンヘルス」の理念は、人と動物双方に感染する人獣共通感染症である新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、その重要性が一層高まっています。令和 3 年 1 月に全国で初めて公布、施行された「福岡県ワンヘルス推進基本条例」に基づき、ワンヘルスの理念を実践するための取組を進めていく必要があります。

#### ⑥SDGs に基づく取組の推進

「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、経済、社会、環境をめぐる広範な課題に取り組むための普遍的な目標である「SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）」に国際社会全体で取り組む機運が高まっており、企業等に対しても、SDGs 達成に向け、脱炭素やダイバーシティ（多様性）、法令順守の推進など、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance：統治）への配慮を求める動きが拡大しています。

国の具体的施策を盛り込んだ「SDGs アクションプラン 2021」では、あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー（社会的・文化的に作られた性別）平等の実現に向け、女性の活躍やダイバーシティの推進、働き方改革の着実な実施などが位置付けられており、行政改革においても、社会的課題の解決と持続可能な地域づくりに向け、これらの取組を推進していく必要があります。

### (2) 厳しい財政状況

近年の急速な高齢化の進展による社会保障費の増嵩や、5 年連続で発生した豪雨災害の復旧・復興対策、国の国土強靱化への対応で多額の経費が発生しています。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響は、コロナ対策による経費の増加だけでなく大幅な県税収入の減少を招くなど、本県財政を取り巻く環境は厳しさを増しています。

県では、平成 29 年 3 月に策定した財政改革プラン等に基づき、これまで財政改革による歳出削減・歳入確保を進めてきましたが、厳しい財政状況は今後も続くことが予想され、財政健全化に向けたより一層の取組が求められています。

## 第2 行政改革の基本的な考え方

### 1 改革の位置づけ

県では、目指すべき福岡県の姿と県政の各分野における施策の方向を示し、県の行政運営の指針となる新たな「福岡県総合計画」（計画期間：令和4年度からの5年間）を策定いたします。

この総合計画では、「誰もが安心して、たくさんの笑顔で暮らせる福岡県」を目指す姿に掲げ、その実現のため、「世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する」、「誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる」、「感染症や災害に負けない強靱な社会をつくる」、「将来の発展を支える基盤をつくる」の4つの基本方向のもと、施策を総合的に展開することとしています。

「福岡県総合計画」に基づく取組を実現するためには、施策を効果的に実施していく生産性の高い業務推進体制と強固な財政基盤が必要となります。

「福岡県行政改革大綱」は、限られた予算・人員のなかで最大限の政策効果をあげていくため、行政運営の様々な分野における見直しを進めることで、県民ニーズにかなった行政サービスの提供と財政健全化を両立させ、「福岡県総合計画」が目指す県づくりを支えます。

### 2 改革の4つの柱

次の4つを改革の柱（大項目）とし、その柱ごとに具体的な改革事項に取り組みます。

- I 県庁DX（デジタルトランスフォーメーション）と働き方改革の推進
- II 生産性の高い業務推進体制の構築
- III 歳入・歳出の改革とガバナンス※の強化
- IV 民間活力の活用と多様な主体との協働・連携の推進

### 3 改革の計画期間

令和4年度から8年度までの5年間とします。

※ ガバナンス：統治。ビジネス用語では、「コーポレートガバナンス：企業が企業自身を管理すること」を意味しており、自治体においては、行政運営の適正性を確保する仕組みのこと。



## 第3 改革の内容

### I 県庁DX（デジタルトランスフォーメーション）と働き方改革の推進

ウィズコロナ、ポストコロナの時代を迎える中、デジタル化などの社会変革が起きており、また、新たな働き方やワーク・ライフ・バランスの実現といった県民の意識や行動にも大きな変化が生じています。

県においても、これらの変化を変革の好機と捉え、この流れを後戻りさせることなく加速化していくため、「福岡県DX戦略」に基づくフルデジタル県庁の実現に最優先に取り組むとともに、一層の働き方改革を進めることで、業務の効率化・生産性の向上を図り、県民サービスの充実につなげます。

#### 基本的な考え方

#### 1 行政サービスのデジタル化の推進

県民が利用する行政サービスについて、インターネットやパソコン等を利用できない方にも配慮しつつ、手続きの見直しを行いオンライン化の実現を図るとともに、マイナンバーを活用した手続きの簡素化、オープンデータ（二次利用可能な公開データ）等のデジタルデータの利活用を進めるなど、デジタル技術の活用により行政運営を変革するDXに向けて取り組み、県民の利便性向上と業務の軽減を図ります。

#### 2 デジタル技術の活用による業務の効率化

DXによる職員の働き方改革を推進するため、既存の業務手順の見直しを行い、システムの刷新やAI（Artificial Intelligence：人工知能）・RPA（Robotic Process Automation：ロボットによる業務自動化）等による業務の自動化を進め、長時間を要している事務作業の効率化を図ることが重要です。また、自宅や出張先等からICTを使って仕事をするテレワークやペーパーレス会議などの環境整備を進め、デジタル技術を活用した新たな仕事の進め方（デジタル・ワークスタイル）の実現を図ります。

#### 3 効率的で働きやすい風通しの良い職場環境づくり

あらゆる観点から仕事の進め方や業務の抜本的な見直しに取り組むとともに、全ての職員が健康でいきいきと働くことができる活力に満ちた職場づくりにより働き方改革を進め、職員がやりがいを持って効率的に働くことができる、風通しの良い職場環境の実現を目指します。

## 具体的な改革事項

### 1 行政サービスのデジタル化の推進

改革事項	オンライン化等の推進
内 容	<p>(1) 電子申請の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ オンライン化可能な行政手続きは直ちにオンライン化を実施するとともに、国の法令等の定めによりできないものについても、可能となった時点で速やかにオンライン化を実施する。</li> <li>○ 簡易申請システムを利用する申請者からの問い合わせに対し、自動で回答するAIチャットボットにより、24時間365日対応する。</li> </ul> <p>(2) 使用料・手数料のキャッシュレス化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申請手数料や一部の使用料について、領収証紙以外の多様な収納方法による納付も可能となるよう、規定の整備を進め、各手続きの実情に応じ、キャッシュレス決済を導入する。</li> </ul> <p>(3) 地方税における電子化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方税共通納税システムの対象税目拡大に合わせ、スマートフォンを利用した納付が可能となるよう納付書に地方税統一QRコードを付すなど、更なる納税環境の整備を図る。</li> </ul>
実施時期	<p>(1) 令和4年度から実施</p> <p>(2) 令和5年度から実施（規定の整備は令和4年度）</p> <p>(3) 令和5年度から実施</p>

改革事項	マイナンバーの活用
内 容	<p>(1) マイナンバー制度を活用した更なる行政手続きの簡素化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ マイナンバーの利用範囲の拡大を国に働き掛けるとともに、法律で定められた事務以外についても、県独自にマイナンバーの利用による行政手続きの簡素化を行う。</li> </ul> <p>(2) マイナンバーカードの利用拡大による効率的なサービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国や市町村と連携し、マイナンバーカードの利便性のPRに努めるとともに、県内市町村のカード交付事務を支援する。</li> <li>○ 行政サービスについて、マイナンバーカードの電子証明書やICチップの空き領域を活用した取組を推進する。</li> </ul>
実施時期	(1)、(2) 令和4年度から実施

改革事項	行政情報の利活用の推進
内 容	<p>(1) オープンデータサイトでのデータ公開の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ オープンデータの利活用が進むよう、県が保有する公共データの棚卸しを行い、CSVやエクセル等の標準化された編集可能なファイル形式で、機械判読性が高く加工が容易なデータ・項目・表の構成などにより公開する。</li> </ul> <p>(2) EBPMの普及・推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個々の職員の意識改革やデータ利活用能力の向上を図るため、相談対応や研修等を実施し、証拠に基づく政策立案（EBPM：Evidence-based Policy Making）の普及・推進を図る。</li> </ul> <p>(3) 行政機関等匿名加工情報の提供制度に基づく情報提供の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民間事業者からの提案に応じ、行政機関等匿名加工情報（地方公共団体の保有する個人情報を個人が特定されないように加工した情報）を提供する制度の開始に向け、規定の整備や対象情報の整理など、提案の募集から提供までを円滑に実施できる体制を整える。</li> </ul>
実施時期	<p>(1) 令和5年度から実施</p> <p>(2) 令和4年度から実施</p> <p>(3) 令和5年度から実施</p>

## 2 デジタル技術の活用による業務の効率化

改革事項	業務システムの効率化				
内 容	<p>(1) 全庁的に使用するシステムの刷新</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全庁で共通して行う会計事務や給与支給事務等に使用するシステムについて検証を行い、業務手順の見直しを行った上で、事務の効率化に向けた抜本的な改修を行う。</li> </ul> <p>(2) 地方公共団体情報システムの標準化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方税、福祉などの自治体の基本的業務を処理するシステムのうち、国が標準仕様を作成したものについては、今後の制度改正に伴う改修作業の軽減等を図るため、標準仕様に準拠したシステムに改修する。</li> </ul>				
実施時期	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
検 討 実 施	----->				----->

改革事項	A I ・ R P A等のデジタル技術の活用
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県ホームページ上で県民からの問い合わせに自動で回答するA Iチャットボットの対象分野の拡大や、議事録自動作成ツールの適用の全業務拡大に伴う利用促進など、A Iの活用を進める。</li> <li>○ 定型的な業務をロボットが自動で実施するR P Aの導入について、多くの所属で共通して行う業務や、特定の所属の業務であるが導入効果が高いものを中心に、順次拡大する。</li> </ul>
実施時期	令和4年度から実施

改革事項	デジタル・ワークスタイルの実現				
内 容	<p>○ デジタル技術を活用し、在宅勤務などの多様な働き方や新たな仕事の進め方に対応できる環境を整備する。</p> <p>(具体的取組)</p> <p>① 在宅勤務や出張・会議が、円滑かつ効率的に行えるよう、共用パソコン（1人1台パソコン）にテレワークやWeb会議（インターネットを利用したオンライン上の会議）の機能を追加</p> <p>② 在宅勤務や出張中の職員が円滑に電話対応できる仕組みの導入</p> <p>③ Web会議やオンライン研修等に利用できる小規模専用ルームの設置</p> <p>④ タブレットやパソコンにより会議資料の閲覧・共有が可能なペーパーレス会議システム等の導入</p> <p>⑤ ペーパーレス化に伴うデータ量の増大に対応するためのサーバーやネットワークの増強</p> <p>⑥ 電子メールやスケジュール機能等の改善のためのグループウェア（組織内のネットワークを活用した情報共有のためのシステム）の機能拡充とパソコン上などで文字による会話（チャット）が可能なチャットツールの導入</p>				
実施時期	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
検 討	----->				
実 施	—————>				

改革事項	電子決裁の推進				
内 容	<p>○ 文書管理システムの機能改善・追加を図り、職員が使いやすいシステムに改修するとともに、文書の閲覧性を高めることが可能な外部ディスプレイを配備する。</p> <p>○ 電子決裁で処理可能な文書の範囲を拡大するなど、文書管理規程等の関係規定を見直し、電子決裁を原則とする。</p>				
実施時期	令和5年度から実施（外部ディスプレイの配備は令和4年度から実施）				

### 3 効率的で働きやすい風通しの良い職場環境づくり

改革事項	仕事の進め方の見直しによる業務の効率化
内 容	<p>○ 職員が主体的に業務に取り組み、効率よく短時間で成果が上げられるよう、仕事の進め方を見直す。</p> <p>(具体的取組)</p> <p>①時間外勤務の縮減 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止・縮小した事務事業の今後の実施の必要性を改めて検討するほか、慣習にとらわれない若手職員のアイデアを積極的に取り入れ、業務量削減につながる見直しを行う。</p> <p>②決裁権限の下位委譲 引き続き、下位の職への決裁権限の委譲等の取組を進め、事務処理の効率化及び意思決定の迅速化を図る。</p> <p>③業務引継のためのマニュアルの整備 統一的な引継ルールを検討し、業務引継のためのマニュアルを整える。</p>
実施時期	令和4年度から実施

改革事項	職員・職場の活性化				
内 容	<p>(1) 職員の士気を高める取組</p> <p>○ 若手職員の自由な発想を活かし、施策に反映させ、そのことが職員の意欲向上につながるような好循環を生み出す新たな仕組みを作る。</p> <p>○ 他部署の職員や庁外で活躍する人々とのつながりの機会となる勉強会等の活動の場を新たに作り、職場外からの刺激を取り込む。</p> <p>(2) 職場外における職員の自発的取組の推奨</p> <p>○ 職員が地域に出て活動し、様々な課題と直接向き合い多様な経験を得られるよう、地域貢献活動の事例紹介や体験研修、兼業に係る正しい制度理解の促進を図り、職員の職場外での自発的な取組を活発化させる。</p>				
実施時期	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
検 討 実 施	----->				----->

改革事項	すべての職員がいきいきと働くことができる職場環境づくり
内 容	<p>(1) 管理監督者のマネジメント能力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 管理監督者（所属長）のマネジメントにより、職員の意欲向上と能力発揮を促し、誰もが働きやすい職場環境づくりを進めることができるよう、管理監督者向け研修の内容の充実を図る。</li> </ul> <p>(2) 育児・介護と仕事の両立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「福岡県特定事業主行動計画」に基づき、男女が共に活躍できる働きやすい職場づくりのため、男性職員の育児への積極的な参画を促進する。</li> </ul> <p>（具体的取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 「育児プログラム」や「上司による職員（父親）子育て支援プログラム」の作成により、職員の育児休業や連続した休暇等の取得を促進</li> <li>② 男性職員の育児休業等の取得促進に資するような効率的な業務運営や良好な職場環境づくりに向けられた管理職員の行動を人事評価において適切に反映</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員が計画的に介護を行いながら勤務できるよう、介護と仕事の両立支援に特化した手引書を新たに作成する。</li> <li>○ やむを得ず、育児や介護を理由に離職を選択した職員に対し、本県の民間企業等職務経験者採用試験等の受験による職場復帰を促す。</li> </ul> <p>(3) 障がい特性に応じた合理的配慮の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「福岡県障がい者活躍推進計画」に基づき、障がいの種類、程度など職員一人ひとりの状況に応じて、その能力を有効に発揮できるよう、引き続き、職員の障がいへの理解促進を図るとともに、勤務形態や相談体制の整備、バリアフリー化、支援機器の導入等の職場環境づくりを進める。</li> </ul>
実施時期	(1)～(3) 令和4年度から実施

改革事項	メンタルヘルス対策の充実
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「福岡県職員心の健康づくり計画」に基づき、メンタルヘルス研修の内容の充実や、ストレスチェックシステムを活用した効果的な職場環境の改善、職場復帰支援計画の作成等による円滑な職場復帰支援などに取り組む。</li> </ul>
実施時期	令和4年度から実施

## Ⅱ 生産性の高い業務推進体制の構築

複雑・多様化する行政ニーズのもと、新たな行政課題が次々に生じており、これらに的確に対応できるよう体制の強化を図っていく必要があります。一方で、県の組織・人員体制は、県民の目から見ても、常に効果的・効率的であることが求められています。

このため、限られた人材を「人財」として最大限活用できるよう、人材育成により個々の職員の能力向上を図り、効率的に配置していくことで、生産性の高い業務推進体制を構築します。

### 基本的な考え方

#### 1 最大限の成果を生み出す人材（人財）の育成・活用

人材の確保・育成、適正配置・処遇、職場環境の整備に体系的に取り組む人材マネジメントの視点に立って職員の育成・活用を進め、限られた「人財」で課題解決に取り組むことができる効率的な人員体制を構築します。

また、定年の段階的引き上げを踏まえた長期的な人事管理を計画的に実施します。

#### 2 効果的・効率的な組織体制の整備

行政組織については、新型コロナウイルス感染症への対応やワンヘルスの推進、児童虐待の防止対策など、喫緊の課題となっている分野を強化しつつ、社会情勢の変化により必要性の低下した組織を見直し、戦略的に「選択と集中」を実施して、行政サービスの低下を招くことなく、県民ニーズに対応した組織づくりを進めます。

#### 3 公社等外郭団体の適正な運営の確保

公社等外郭団体は、県行政の機能を補完し、公共的な事務事業を実施させるために県が設立した団体であり、県と同様、引き続き組織や事業について不断の見直しに取り組むとともに、感染症や災害の発生、働き方の変化等を踏まえた管理運営体制の充実を図ります。



## 具体的な改革事項

### 1 最大限の成果を生み出す人材（人財）の育成・活用

改革事項	人材マネジメントの視点に立った人事施策の推進
内 容	○ 人材育成の考え方や方策を体系的に整理し、所属で活用できる人材マネジメントのための手引書を作成・共有することで、人材マネジメントの視点に立った人材育成に全庁的に取り組む。
実施時期	令和6年度から実施

改革事項	人材育成の推進
内 容	<p>(1) 人事評価制度の適切な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員の評価結果への信頼性を高めるとともに、職員が納得感を持って働けるよう、毎年度職員アンケートを実施して運用状況を把握し、国の取組も参考にしながら制度改善を図る。</li> </ul> <p>(2) 職員研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人材育成の基本方針に基づき、政策形成力の向上及び業務遂行能力の向上につながるための研修の強化・充実を図る。</li> <li>○ オンライン研修等の新たな手法も取り入れつつ、研修の科目や内容の見直しを行う。</li> </ul> <p>(3) 女性職員の活躍推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 身近なロールモデル（目指したいと思う模範となる存在）の見える化など職員の昇任に対する不安の解消やワーク・ライフ・バランスの推進を図る取組を強化するとともに、女性職員の計画的な人材育成を図ることで、「福岡県特定事業主行動計画」に基づく女性登用目標の達成を目指す。</li> </ul> <p>(4) 若手職員の人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 早期に幅広い経験を積ませるため、採用後 10 年間は異動年限を3年に短縮し、異なる部門に配置することを基本とする取組を着実に実施する。</li> <li>○ 長期派遣研修の効果を見極めながら、随時、派遣先の見直しを行い、新たな行政課題に適応できる人材を育成する。</li> </ul>

	(5) 専門人材の確保 ○ ワンヘルスやDX（デジタルトランスフォーメーション）など、新たな行政課題における事業の実施に必要な知識や経験等を有する専門人材を確保するため、研修による人材育成や民間企業等職務経験者採用試験の見直しなどを行う。				
実施時期 (1)~(4)	令和4年度から実施				
実施時期	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
(5)	検討	----->			
	実施	----->			

改革事項	職員の適正配置				
内 容	○ 職員数の肥大化を招くことなく、新たな行政課題に適切に対応していくため、引き続き事務事業の見直しや業務の効率化、アウトソーシングに取り組むとともに、業務執行体制を迅速・柔軟に見直し、強化すべき分野への重点的な職員配置を進めるなど、スクラップアンドビルドの徹底による効率的な人員体制の構築を行う。				
実施時期	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
検 討	----->				
実 施	----->				

改革事項	高齢層職員の能力及び経験の活用				
内 容	○ 定年引上げや、それに伴う役職定年制、定年前再任用短時間勤務制度などの導入にあたっては、再任用職員を含めた高齢層職員の働く意欲の維持・向上のため、高齢層職員の知識・経験を十分に活用できる人事制度の見直しを行う。				
実施時期	令和5年度から実施				

## 2 効果的・効率的な組織体制の整備

改革事項	組織の見直し【知事部局】
内 容	<p>○ 変化する社会経済情勢や多様化する行政ニーズに的確に対応するため、以下のような点に留意しながら不断の見直しを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな行政課題を踏まえ、組織の機能強化が必要なものはないか。</li> <li>・ 社会環境の変化等を踏まえた組織の効率化、施設の利用状況や民間等における対応の可能性を踏まえ、あり方の見直しが必要なものはないか。</li> <li>・ 事業縮小に伴い、設置の必要性が低下した組織について、統廃合等はできないか。</li> </ul> <p>(具体的取組)</p> <p>①本庁組織</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村支援体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>人口減少、デジタル社会への対応など、多様化・高度化する課題に対し、市町村が適切に対応できるよう、相談窓口としての機能や庁内連携体制の強化を図り、行政改革や広域連携、デジタル技術・AI活用による住民サービス向上等について支援する体制の強化を行う。</li> <li>〔実施時期〕令和4年度～</li> </ul> </li> <li>・ 調査・分析機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>EBPMを推進し、効率的かつ効果的な施策を展開するため、各所属に対し統計データの収集や利活用を支援する体制の強化を行う。</li> <li>〔実施時期〕令和4年度～</li> </ul> </li> <li>・ 自動車及び水素産業の振興体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>脱炭素を図りつつ産業の成長を促進するため、自動車産業や水素関連産業におけるカーボンニュートラルの取組を一層推進していく体制の強化を行う。</li> <li>〔実施時期〕令和4年度～</li> </ul> </li> </ul>

内 容	<p>②出先機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県税事務所の体制見直し          県税の電子納付の浸透や滞納件数の減少といった環境の変化を踏まえ、収税機能の集約化など効率的な税務事務の執行に向けた体制の見直しを行う。          〔実施時期〕 令和6年度～</li> <li>・ ワンヘルス推進体制の強化          保健環境研究所の建替え及び機能強化を図るとともに、動物の保健衛生の一元化に向け、家畜保健衛生所に動物保健衛生所としての機能を持たせ、相互の連携によりワンヘルスの理念を実践する中核拠点を整備する。          〔実施時期〕 大綱期間中に検討・実施</li> <li>・ 児童相談所の機能強化          児童虐待相談対応件数の増加や事案の複雑困難化に対応できるよう、引き続き以下のような機能強化を実施する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉司及び児童心理司の計画的な増員</li> <li>・ 京築児童相談所に一時保護所を設置</li> </ul>           〔実施時期〕 令和4年度～</li> <li>・ 普及指導センターの体制見直し          近年の農家数等の推移や農業経営の複合化、先端技術の導入など、農業を取り巻く環境の変化を踏まえ、係の再編など効率的な事業執行に向けた体制の見直しを行う。          〔実施時期〕 令和7年度～</li> <li>・ 筑後川水系農地開発事務所の見直し          筑後川下流域で頻発する農地被害に対する防災、減災対策の進捗状況や、今後の事業費の推移等を踏まえ、効率的な体制を確保するため、近隣の農林事務所との再編などの見直しを行う。          〔実施時期〕 大綱期間中に検討・実施</li> <li>・ 朝倉県土整備事務所災害事業センターの見直し          平成29年7月九州北部豪雨等の災害復旧事業の進捗状況を踏まえ、災害事業センターの組織体制の見直しを行う。          〔実施時期〕 大綱期間中に検討・実施</li> </ul>				
	実施時期	R 4	R 5	R 6	R 7
検 討	----->				
実 施	—————>				

改革事項	組織の見直し【教育委員会】				
内 容	<p>○ 教育現場を取り巻く状況の変化に伴う様々な課題等に適切に対応するため、強化を図るべき分野については組織の機能強化を進めるとともに、事務事業の見直しや業務の効率化等の不断の見直しを推進する。</p> <p>(具体的取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育事務所の体制見直し ネットワーク上でデータの保存・利用が可能なクラウドサービスの活用等による県費負担教職員に係る給与・人事事務の集約化をはじめ、体制の見直しを行う。</li> </ul>				
実施時期	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
検 討 実 施	----->				----->

改革事項	組織の見直し【警察】				
内 容	<p>○ 犯罪情勢の変化、捜査等を取り巻く環境や組織の人的構成の変化に対応できる効果的・効率的な組織体制の整備を進める。</p>				
実施時期	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
検 討 実 施	----->				----->

改革事項	公の施設の見直し				
内 容	<p>○ 福岡自治研修センターを「県民の学びの場」として公の施設に位置付け、スポーツ合宿や企業等の研修を受け入れ、施設の有効活用を図る。</p> <p>○ 福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園は、県の施設として保有し続ける必然性はないことから、社会福祉法人への移譲等の見直しを進める。</p>				
実施時期	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
検 討 実 施	----->				----->

### 3 公社等外郭団体の適正な運営の確保

改革事項	公社等外郭団体の組織・事業の見直し				
内 容	<p>○ 団体の主要事業が縮小しているもの、類似団体や民間事業者と機能が類似しているものについて、組織や事業のあり方を見直す。</p> <p>(具体的取組)</p> <p>①大牟田リサイクル発電(株)の外郭団体としての事業終了 令和4年度をもってRDF発電事業を民間事業者に事業承継することに伴い、外郭団体としての事業を終了する。</p> <p>②福岡県道路公社の体制見直し 全国地方道路公社連絡協議会役員業務の終了に伴い、組織・人員体制の見直しを行う。</p> <p>③福岡県住宅供給公社の賃貸住宅事業のあり方検討 県の住宅施策の方向性を踏まえ、民間賃貸住宅及び公営住宅との住み分けを明確にし、賃貸住宅事業のあり方を検討する。</p>				
実施時期	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
検 討 実 施					

改革事項	団体の管理運営体制の充実				
内 容	<p>○ 新興感染症や災害等の緊急事態発生に備え、事業の継続や復旧を図るための事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)を策定する。</p> <p>○ 在宅勤務制度や時差通勤制度等のワーク・ライフ・バランスの向上に資する制度を、団体の状況に応じて導入する。</p>				
実施時期	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
検 討 実 施					

### Ⅲ 歳入・歳出の改革とガバナンスの強化

人口減少社会において行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくためには、様々な工夫による収入の確保と一層の歳出削減に基づく財政状況の改善が必須であり、引き続き、徹底的な財政改革を進めます。

また、安定した行政運営のためには、ガバナンスの強化も必要となります。これにより、組織のマネジメントが強化され、政策的な課題に対して重点的に資源を投入することが可能となるほか、職員にとっても、安心して働くことができる職場環境が実現され、ひいては、県民の信頼に足る行政サービスの提供につながります。

#### 基本的な考え方

#### 1 新たな財政改革プランの策定

徹底的な財政改革による安定的な財政運営を実現するため、財政健全化の目標を定め、計画的に実施します。

#### 2 歳入の確保

財政状況の改善のため、税の収入未済の縮減やふるさと納税の活用、県有財産の有効活用など、収入確保に取り組みます。

#### 3 歳出削減の取組

限られた財源の中で施策の効率化・重点化を図り、社会情勢の変化に対応した行政サービスを提供していけるよう、既存の事務事業について不断の見直しを進めます。

また、人口増や経済成長に伴い整備された公共施設等は、今後、改修や更新の時期が集中して到来することから、中長期的な視点による更新・集約化・長寿命化の実施や施設の最適配置等により、財政負担の軽減・平準化を図ります。

#### 4 組織のガバナンス強化

県のガバナンスの強化を図るため、職員倫理の保持、財務会計・文書管理・個人情報管理事務及び情報セキュリティ対策について、これまで行ってきた研修や点検、一元的な指導・監査等の充実に努めるとともに、連携を図りながら取組を継続・反復し、職員一人ひとりの意識の徹底を図ります。

## 具体的な改革事項

### 1 新たな財政改革プランの策定

改革事項	財政改革プランの策定と実施
内 容	○ 客観的な経済見通しや財政の展望を踏まえた新たな収支見込みに基づく財政改革プランを策定し、歳入・歳出両面から改革に取り組む。
実施時期	令和4年度から実施

### 2 歳入の確保

改革事項	税込確保に向けた取組の充実
内 容	<p>○ 以下の取組により、収入未済額の縮減を図る。</p> <p>(具体的取組)</p> <p>①個人県民税 市町村と県との徴収連携を継続実施するとともに、近隣市町村間での合同公売会や一斉差押の実施など、徴収強化の連携促進を図る。 また、市町村間の相互併任による連携強化の取組を支援する。</p> <p>②自動車税 引き続き、納期内納付促進の取組やコールセンターによる納税の呼びかけなどにより初期滞納件数を減少させるとともに、給与等の差押強化など滞納処分の徹底を図る。</p> <p>③その他県税 納税者等と早期接触を図り、新たな滞納を防止するとともに、給与や売掛金等の差押、搜索や公売等、より効果的な滞納整理を実施する。 高額滞納については、関係部署間の連携を密にしながら、組織的な対応により滞納整理に取り組む。</p>
実施時期	令和4年度から実施



改革事項	ふるさと納税の活用
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人版ふるさと納税について、寄附金を活用して実施する施策の新たな周知・広報手法を検討するなど広報の強化を図るとともに、より具体的な寄附金の使い道を指定して寄附をする「クラウドファンディング型」の活用を推進する。</li> <li>○ 認知度が低い企業版ふるさと納税について、制度のさらなる周知と寄附の対象となる本県の地方創生事業のPRを図り、活用を推進する。</li> </ul>
実施時期	令和4年度から実施

改革事項	県有財産の有効活用
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県有財産の処分を進めるため、チラシや広告等民間の広報媒体を利用するなど新たな売却促進策により広くPRを図るとともに、先着順申込（不落随契）において、入札不調後に間を置かず手続きができるよう、申込期限を撤廃する。</li> <li>○ 県有財産の貸付について、これまでの未利用県有地の駐車場用地等への貸付や、県有施設の自動販売機や太陽光発電設備等の設置場所への貸付に加え、対象拡大や新たな手法などを検討する。</li> </ul>
実施時期	令和4年度から実施

### 3 歳出削減の取組

改革事項	事務事業の見直し				
内 容	○ 安定的な財政運営を行うため、デジタル化など社会経済状況の変化やアウトソーシングの更なる活用を踏まえた上で、既存の事務事業について廃止・縮小・効率化など、不断の見直しを行う。				
実施時期	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
検 討 実 施	----->				----->

改革事項	公共施設等の適切な管理・運営				
内 容	○ 「福岡県公共施設等総合管理計画」に基づく予防保全による安全・安心の確保及び施設の長寿命化、施設の最適配置などにより、中長期的な財政負担の軽減・平準化を図る。				
実施時期	令和4年度から実施				

改革事項	職員住宅の計画的な維持管理				
内 容	○ 入居条件の緩和を検討するなど、入居率の向上に取り組むとともに、取組を行っても改善が見られない住宅は、長寿命化対策を行わず廃止を検討する。				
実施時期	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
検 討 実 施	----->				----->

#### 4 組織のガバナンス強化

改革事項	内部統制制度の推進
内 容	<p>○ 財務事務を対象に運用を開始した内部統制制度について、PDCAサイクルを確実に回すとともに、新たなリスク（組織目的の達成を阻害する要因）が顕在化した場合は、必要に応じて全庁的に情報を共有し、着実にリスク低減等を図る。</p> <p>Plan（計画）：想定されるリスクを洗い出し、業務手順書とリスク対応策からなる「リスク対応シート」を作成。</p> <p>Do（実行）：「リスク対応シート」に沿って財務事務を処理。</p> <p>Check（検証）：リスク対応策の有効性や新たなリスクの有無を自己点検・自己評価。</p> <p>Action（改善）：自己点検・自己評価や日々の業務遂行などを通じて把握した不備の原因を分析し、リスク対応策を見直し。</p>
実施時期	令和4年度から実施

改革事項	職員倫理の保持
内 容	<p>○ 職員の倫理保持を徹底するため、以下の取組を実施する。</p> <p>（具体的取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 階層別研修や所属研修を通じた倫理保持の意識啓発・徹底</li> <li>・ 良好な職場環境の確保に向けたハラスメント防止対策や職務改善調査の実施</li> <li>・ 飲酒運転撲滅や性的非行撲滅等不祥事対策の強化</li> <li>・ 政策形成過程における情報管理の徹底</li> </ul>
実施時期	令和4年度から実施

改革事項	適正な財務会計事務の確保
内 容	<p>○ 適正な財務会計事務を確保するため、以下の取組を実施する。</p> <p>（具体的取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特に誤りやすい事務に関する研修の内容充実・強化</li> <li>・ 誤りが多い所属に対する重点指導などの直接指導の実施</li> <li>・ 「会計だより」の発行等による効果的な情報提供</li> <li>・ 動画等を活用した効果的な研修の実施</li> </ul>
実施時期	令和4年度から実施

改革事項	適正な文書管理の徹底
内 容	○ 適正な文書管理を徹底するため、以下の取組を実施する。  (具体的取組) ・職務改善調査の実施や研修の充実、自己点検の実施 ・所属共有フォルダへの電子データの保存を、文書分類等に基づく統一的なルールにより実施 ・動画等を活用した研修の拡大
実施時期	令和4年度から実施

改革事項	個人情報の適正管理
内 容	○ 個人情報の適正な管理を徹底するため、以下の取組を実施する。  (具体的取組) ・個人情報の適正な管理に係る注意喚起の実施や研修内容の充実 ・職員向け啓発資材の充実 ・委託先等における個人情報の取扱い状況チェックリストの活用等による委託先の点検実施の徹底
実施時期	令和4年度から実施

改革事項	情報セキュリティ対策の推進
内 容	○ デジタル化が進み、情報セキュリティ対策の強化が求められていることから、以下の取組を実施する。  (具体的取組) ・暗号化された通信の監視など、新たな脅威への対応 ・システムへの不正侵入によりデータの破壊・流出等を行うサイバー攻撃の最新の傾向に対応したセキュリティ対策の検討 ・セキュリティ研修の充実及び職員が場所や時間にとらわれず受講できるリモートラーニング等による受講しやすい環境の構築 ・専門的な知識や技術を有する外部機関による評価・診断等の実施
実施時期	令和4年度から実施

## IV 民間活力の活用と多様な主体との協働・連携の推進

限られた組織・人員体制のもとで財政改革を進め、効率的な行政運営を達成するためには、多岐にわたる行政課題について、民間や市町村・他都道府県等と協力して取り組む必要があります。これらの多様な主体との協働・連携を、適切な役割分担の下、進めます。

また、重点的に取り組むべき事業分野を見極め、人的・財政的対応を強化できるよう、地域の実情や県民ニーズを的確に把握するための取組を進めます。

### 基本的な考え方

#### 1 公共サービスにおける民間活用の推進

県が実施するサービスのうち、民間が持つ知識や専門技術を活用することで費用や県民サービスの面でより効果が期待されるもの、業務の効率化が図られるものについて積極的にアウトソーシングを進めるとともに、公共施設等の管理・整備についても、民間の資金や経営能力等のさらなる活用に向け、検討を進めます。

#### 2 民間との協働による共助社会の実現

少子高齢化が進み、社会が変容する中、地域が抱える課題は多様化・複雑化してきており、行政中心の取組だけでは限界が見られるようになってきていることから、NPO（Non-Profit Organization：民間非営利組織）・ボランティアや企業などの多様な主体と協力し、互いに支え合い、共に助け合う共助社会の実現を目指します。

#### 3 市町村との連携強化

県政の推進に当たっては、北九州市、福岡市の両政令市はもとより、県と各市町村との間のコミュニケーションを深め、より密接な連携を図り、チームとしての力を発揮して様々な課題の解決に向けて取り組むことで、県と市町村全体を通じた行政の効率化を図り、県民のための行政を進めます。

#### 4 他都道府県との連携強化

相次ぐ大規模災害や新型コロナウイルス感染症など、広域的な対応が求められる様々な課題が生じており、都道府県の枠を越えた連携・協力を一層進めます。

#### 5 行政情報の効果的な提供と県民ニーズの把握

SNS（Social Networking Service：利用者同士がインターネット上で交流できる会員制サービス）をはじめとするインターネットメディアの急速な利用拡大など、多様化する情報取得手段に対応した行政情報の効果的な提供に取り組むとともに、その過程で得られた情報をもとに、地域の実情や課題を次の施策に繋げられるよう、県民ニーズのきめ細かな把握に向けた取組を進めます。

## 具体的な改革事項

### 1 公共サービスにおける民間活用の推進

改革事項	アウトソーシングの推進				
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 非現業業務 民間の専門的な知識の活用等により、県民サービスの向上や業務の効率化が図られる業務を中心に、アウトソーシングを実施する。</li> <li>○ 現業業務 費用対効果や県民サービスの維持・向上に留意しつつ、正規職員が担うべき業務の範囲を精査し、他県の民間委託の状況等を踏まえ、アウトソーシングを含め必要な見直しを行う。</li> </ul>				
実施時期	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
検 討 実 施	----->				—————>

改革事項	PPP/PFI※の推進				
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共施設等において、指定管理者制度や定期借地権方式、Park-PFIをはじめとした PPP/PFI の導入事例を増やす。</li> <li>○ 指定管理者の選定において、行政が特定の1団体を指定する「個別選定」となっているものについて、選定方式が妥当であるか検証を行い、「公募」への見直しを行う。</li> </ul>				
実施時期	令和5年度から実施				

※ PPP/PFI：PPP (Public Private Partnership) は官民連携事業の総称。PFI (Private Finance Initiative) はその一類型であり、PFI 法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

## 2 民間との協働による共助社会の実現

改革事項	NPO・ボランティアとの協働
内 容	<p>(1) NPO・企業・県民の協働意識の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行政職員の協働への理解を促進し、行政が多様な主体による協働のパートナーとしての役割を担えるよう、効果的な研修を実施する。</li> <li>○ NPO・ボランティアと企業との協働を推進するため、企業向けのセミナーを開催するほか、両者の交流創造の場を提供する。</li> <li>○ 優良事例の紹介や表彰等を行い、ホームページで情報を発信することにより、ボランティアの担い手である県民の協働への理解促進を図る。</li> </ul> <p>(2) NPO・ボランティアの運営力・活動基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ NPO・ボランティアの組織運営力・財政力の強化を図るため、引き続き、資金調達、会計・税務、事業運営などに関する相談や研修会を実施するとともに、国の休眠預金制度や「ふくおか地域貢献活動サポート事業」の活用を促進する。</li> <li>○ 企業等からNPO・ボランティアへの寄附を促進するため、寄附控除の対象となる認定NPO法人の取得を支援する。</li> </ul>
実施時期	令和4年度から実施

改革事項	包括提携（連携）協定による協働の推進
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企業の強みを活かした新たな取組を創出するため、企業への県政情報の提供やオンラインミーティングの活用、県ホームページでの優良取組事例紹介など、協議・提案しやすい環境づくりを行う。</li> <li>○ 協定に基づく取組の具体化に向けて県と企業との間で十分内容をすり合わせるるとともに、進捗状況の情報共有を行い、取組の円滑な実施を図る。</li> </ul>
実施時期	令和4年度から実施

改革事項	企業版ふるさと納税（人材派遣型）の活用
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企業版ふるさと納税（人材派遣型）の活用に向け、先行事例を研究の上、企業にメリットがある事業を選定し、周知を図る。</li> <li>○ 企業からの希望に応じ速やかに人材を受け入れられるよう体制を整備する。</li> </ul>
実施時期	令和5年度から実施

### 3 市町村との連携強化

改革事項	市町村との連携
内 容	<p>(1) 市町村に対する事務・権限の移譲及び規制緩和の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村の意向に応じて個別に権限移譲の協議を行う。</li> <li>○ 内閣府が実施する「地方分権改革に関する提案募集」の活用を周知するとともに、市町村からの個別の相談に応じ、他市町村へ共同提案を呼びかける等の支援を行う。</li> </ul> <p>(2) 県と市町村との連携による行政の効率化と市町村間の広域連携支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村の自主性・自立性を尊重することを基本としながら、地域の変化・課題の見通しを市町村と共有し、個々の市町村の規模・能力等に応じて必要な連携・支援を行う。</li> <li>○ 市町村間の広域連携が円滑に進められるよう、市町村の求めに応じ、連携の相手方、方法等の助言や、調整・支援を行う。</li> </ul>
実施時期	令和4年度から実施

改革事項	政令市との連携
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福岡県の成長のエンジンである両政令市と、共通する行政課題について認識を共有し、感染症対策、国際金融機能誘致、空港・交通など個別具体の分野で連携・協力を進める。</li> </ul>
実施時期	令和4年度から実施



#### 4 他都道府県との連携強化

改革事項	他都道府県との連携
内 容	○ 県議会を中心に設立された「九州の自立を考える会」と連携しつつ、各県に共通する様々な課題に対応するため、九州地方知事会・九州地域戦略会議における九州・山口各県が一体となった取組を中心に、他都道府県と連携した取組を一層推進する。
実施時期	令和4年度から実施

#### 5 行政情報の効果的な提供と県民ニーズの把握

改革事項	効果的な情報提供と県民ニーズの的確な把握
内 容	<p>(1) 受け手に応じた効果的な広報の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 動画制作・動画配信サイトの運営を専門にする者・企業等の外部専門家や若手職員からの意見聴取などにより、インターネット・SNSによる情報発信の強化に取り組む。</li> <li>○ インターネットによる広報の成果の把握に努めるとともに、新たな広報展開の手法を検討し、紙媒体からインターネット媒体まで多様化した情報取得手段に対応できる、受け手に応じた戦略的な広報につなげる。</li> <li>○ 県政モニターアンケートについて、モニターの意見を正確に反映できるよう検討を行うとともに、地区・性別・年代を組み合わせたより精緻な分析にも対応できるよう、モニター応募者が少ない地区や年代に対する効果的な周知方法を検討し、実施する。</li> </ul> <p>(2) 提供情報の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ オープンデータの利活用が進むよう、県が保有する公共データの棚卸しを行い、CSVやエクセル等の標準化された編集可能なファイル形式で、機械判読性が高く加工が容易なデータ・項目・表の構成などにより公開する。【再掲】</li> <li>○ 民間事業者からの提案に応じ、行政機関等匿名加工情報（地方公共団体の保有する個人情報を個人が特定されないように加工した情報）を提供する制度の開始に向け、規定の整備や対象情報の整理など、提案の募集から提供までを円滑に実施できる体制を整える。【再掲】</li> </ul>
実施時期	<p>(1) 令和4年度から実施</p> <p>(2) 令和5年度から実施</p>

## 第4 数値目標

		当初値 (R2年度)	目標値 (R8年度)
オンライン化している行政手続き数		877 手続き (R3.10)	4,800 手続き (R5年度)
キャッシュレス決済の利用が可能な行政手続き数		28 手続き (R3.10)	150 手続き
AIチャットボットの月間アクセス数		1,245 件	8,000 件 (R5年度)
RPA利用所属数		11 (R3.12)	95
電子決裁率		6.2%	60%
男性職員の育児休業取得率		15.9% (R1年度)	30% (R7年度)
管理職員への女性登用率	本庁課長相当職以上	15.5%	20%以上 (R7年度)
	本庁課長補佐相当職	20.6%	30%以上 (R7年度)
BCPを策定している公社等外郭団体の数		5 団体	全団体
通常債残高（やむを得ない要因を除く）		—	R3年度末比 △500億円程度
財政調整基金等三基金残高		—	400～500億円確保
県税の収入未済額		92億円	75億円
ふるさと納税額		5,715万円	8,500万円
財務監査（定期監査）における指摘件数		11 件 (H28～R2年度平均)	0 件
システムやHP等の脆弱性に起因するインシデント発生数		1 件	0 件
PPP/PFIの新規活用件数		—	5 件 (5年間累計)
指定管理者の選定における「個別」から「公募」への見直し件数		「個別」 6 件	2 件見直し
NPO・ボランティアと県との協働事業実施件数		143 件	168 件
ふくおかインターネットテレビ（YouTube）のチャンネル登録者数		4,914 人	15,000 人





福岡県

福岡県行政改革大綱

令和4年3月

福岡県総務部行政経営企画課

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園 7-7

TEL 092-643-3138 FAX 092-643-3032

gyokaku@pref.fukuoka.lg.jp

福岡県行政資料	
分類記号 CE	所属コード 0201012
登録年度 03	登録番号 0002